

山梨県公報

第千九百四十二号

平成二十一年

四月二十三日

木曜日

目次

県営土地改良事業計画の決定	二二九
道路の区域変更	二二九
河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議	二二九
訓令	二二九
山梨県市町村合併推進本部規程の一部を改正する訓令	二三〇
公告	二三〇
特定非営利活動法人の設立の認証申請	二三〇
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	二三〇
土地区画整理事業の換地処分	二三一
公安委員会	二三一
平成二十一年度雑踏警備業務二級検定の実施について	二三一
正誤	二三一
平成二十一年一月二十六日付第千九百十七号中	二三二

告示

山梨県告示第百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(富士西麓高原地区 県営畑地帯総合整備事業)の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十一年四月二十三日

山梨県知事 横内正明

縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

縦覧期間

平成二十一年四月二十四日から同年五月二十七日まで

縦覧場所

富士河口湖町役場

異議申立期間

平成二十一年五月二十八日から同年六月十一日まで

山梨県告示第百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十一年五月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月二十三日

山梨県知事 横内正明

道路の種類

二 道路線名 甲府市川三郷線

道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
中巨摩郡昭和町河東中島字十二枚一八〇五番地先から 中巨摩郡昭和町河東中島字十二枚一八三三番地先まで	六・六〇	六・七〇	八・一〇	一四〇・〇
	六・七〇	一一・七〇		

山梨県告示第百五十一号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に

供する。

平成二十一年四月二十三日

山梨県知事 横内正明

一 河川の名称 富士川水系 濁川

二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防

三 河川管理施設の位置 甲府市蓬沢町字整理地千九十二番一地从先から甲府市蓬沢町字

整理地千八十七番一地从先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

1 氏名 甲府市長 宮島雅展

2 住所 甲府市丸の内一丁目十八番一号

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるもの及び裏法面であつて当該路肩の下方に位置するものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間 平成二十一年四月二十三日から道路を廃止するとき又は堤防の公用を廃止するときまで

訓令

山梨県訓令甲第十四号

本 出 先 機 関 庁

山梨県知事 横内正明

山梨県市町村合併推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月二十三日

山梨県知事 横内正明

山梨県市町村合併推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県市町村合併推進本部規程（平成十三年山梨県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「副知事 知事補佐官」を「副知事」に改める。
別表第二中「商工総務課長 観光企画課長」を、「商工企画課長 観光企画・プラン
ド推進課長」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年四月二十三日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあつた年月日 平成二十一年四月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人サウンド・Eco

2 代表者の氏名 平野正幸

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市竜地四千三百二十三番地一

4 定款に記載された目的

この法人は、地域社会内外の全ての人々に対して、教育環境の保全創造活動及び農業を中心とした自然環境の保全に関する実践・研究・啓発事業等を行うことにより、食料自給率の向上及び持続可能な社会の構築に寄与するとともに、地域間交流の促進により、すべての生活環境の健全化と地域活性化に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十一年四月十三日から平成二十一年六月十二日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十一年四月二十三日

山梨県知事 横内 正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中央市一町畑字川久保三〇の一、三〇の二、三〇の三、三〇の四及び三〇の五の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市飯田二丁目四番一号 株式会社エステイケイ 代表取締役 奥水修

● 土地区画整理事業の換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次のとおり換地処分した旨の届出があった。

平成二十一年四月二十三日

山梨県知事 横内 正明

- 一 施行者の名称
富士吉田市新西原四丁目土地区画整理組合
- 二 施行区域に含まれる地域の名称
富士吉田市新西原四丁目の一部
- 三 事業計画決定の年月日
平成十七年五月二十三日
- 四 土地区画整理事業の名称
富士吉田市新西原四丁目土地区画整理事業
- 五 事務所の所在地
富士吉田市下吉田七百四十六番地
- 六 換地計画認可の年月日

平成二十年十二月二十五日
換地処分通知完了の年月日
平成二十一年三月十九日

公安委員会

● 平成二十一年度雑踏警備業務二級検定の実施について
警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成二十一年四月二十三日

山梨県公安委員会

委員長 井上 利男

- 一 検定を実施する警備業務の種類及び級
雑踏警備業務二級
- 二 実施日時
平成二十一年七月二十三日（木）午前九時から午後五時まで
- 三 実施場所
甲府市小瀬町八百四十番地 小瀬スポーツ公園内武道館及び第三駐車場（〇五五二四三 三一一一）
- 四 受検定員
五十人
- 五 受検資格
山梨県内に住所を有する者又は山梨県内の営業所に属する警備員
- 六 検定の方法及び内容
 - 1 検定の方法
学科試験及び実技試験により行う。
なお、学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対して、実技試験は行わない。
 - 2 検定の内容
 - (-) 学科試験
 - (1) 警備業務に関する基本的な事項

<p>(2) 法令に関すること。</p> <p>(3) 雑踏の整理に関すること。</p> <p>(4) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(二) 実技試験</p> <p>(1) 雑踏の整理に関すること。</p> <p>(2) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>七 受検の手続</p> <p>1 事前申込手続</p> <p>(一) 事前申込みの方法</p> <p>検定を受けようとする者は、山梨県警察本部生活安全全部生活安全企画課（受付専用電話〇五五 二二七 七八三〇）あてに事前に申込みを行い、受理番号を取得すること（電話一本につき一人の受付とし、受付専用電話以外での受付は行わない。）。</p> <p>(二) 事前申込受付期間</p> <p>平成二十一年六月一日（月）及び同月二日（火）の午前九時から午後五時まで</p> <p>なお、先着順に受け付け、事前申込受付期間内であっても、申込人員が定員に達した場合は、受付を締め切る。</p> <p>2 受検申請手続</p> <p>1 の事前申込手続を行い、受理番号を取得した者は、次により検定の申請を行うこと。</p> <p>(一) 受検申請受付期間等</p> <p>平成二十一年六月三日（水）から同月五日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、郵送による申請は、受け付けない。</p> <p>(二) 提出書類</p> <p>(1) 検定申請書 一通</p> <p>(2) 写真 二枚（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）</p> <p>(3) 次の書面のうちいずれかに該当するもの 一通</p>	<p>ア 山梨県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票（外国人にあつては、外国人登録証明書）の写し、自動車運転免許証の写しなど）</p> <p>イ 山梨県内の営業所に属する警備員にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）</p> <p>(4) 代理人が検定申請書を提出する場合にあつては、本人からの委任状</p> <p>(三) 検定手数料</p> <p>検定手数料は、検定申請書の提出時に一万三千元に相当する額面の山梨県収入証紙により納付すること。</p> <p>なお、検定手数料は申請を取り消し、又は受検しなかつた場合でも還付しない。</p> <p>(四) 申請書類の提出先</p> <p>提出する次の書面の区分に応じ、(二)に掲げる書類を該当する警察署に提出し、受理番号を申告すること。</p> <p>(1) (二)(3)アの書面を提出する場合は、住所地を管轄する警察署</p> <p>(2) (二)(3)イの書面を提出する場合は、当該営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>3 受検票の交付</p> <p>受検票は、受検申請受付期間終了後に検定申請書を提出した警察署を通じて交付する。</p> <p>八 携行品</p> <p>受検票、筆記用具及び室内用運動靴</p> <p>九 その他</p> <p>1 検定の受付は、検定当日の午前八時三十分から午前八時五十分までの間に武道館正面玄関ロビーにおいて行う。</p> <p>2 検定合格者には、検定終了後に成績証明書を交付する。</p> <p>3 検定についての質疑は、山梨県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇五五 二三五 二二二一内線三〇二二）に問い合わせること。</p>
--	---

<p>正 誤</p>	<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">ページ</td> <td style="width: 10%;">段</td> <td style="width: 10%;">行</td> <td style="width: 10%;">誤</td> <td style="width: 10%;">正</td> </tr> </table>	ページ	段	行	誤	正
ページ	段	行	誤	正		

平成二十一年一月二十六日山梨県告示第十七号（道路の区域変更）

三五
下
十一

市川三郷身延線

甲府市川三郷線

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番